「武道」の必修化について

　大項目の３番目、中学校保健体育で必修化された「武道」についてお伺いします。

　文部科学省は２００６年の教育基本法改正を受け、２００８年に学習指導要領を改定し、

本年２０１２年４月からの中学校保健体育の必修授業に武道とダンスが盛り込まれております。

　我が国国有の文化である「武道」が、子ども・生徒たちの人間形成に寄与するところは大であります。指導要領にある「武道」の目標として、『武道に自主的に取り組むとともに、

相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとすること、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする』とあります。「武道」は、

身体能力が鍛えられるだけでなく、『礼に始まり、礼に終わる』との言葉に代表されるように、礼儀作法を習うなどの中で、相手を尊重し、ルールを守って試合をする精神なども培うことができます。柔道・剣道・相撲、地域や学校の実態に応じて、空手・なぎなたなども選べるようですが、その中から学校または教育委員会が選択し、男女とも生徒全員が学びます。

　そうした中、兵庫県教育委員会によると、４月現在で柔道を選択した公立中学校は、３４８校中１９０校で５４，６％、剣道や相撲などと併せて柔道を実施する学校４２校を含めると、６６，７％に上ると報告がありました。しかしながら、これまで柔道では部活動を中心として、死亡事故や大きなケガが残念ながら起きています。技をかけられた際受け身を十分に取れず、頭や首にダメージを受けてしまったことなどが原因とされています。さらに設備・用具が十分でなかったり、教員にも柔道経験が乏しい人もいると言われ、一部の保護者からは心配の声が上がっています。こうした声・状況を踏まえ、各自治体の教育委員会では独自に教員向けの講習会を開催したり、武道場や安全用具の整備など対策を進めています。

**５**

３月２２日の参議院文教科学委員会で、公明党の山本博司議員が、安全の確保に向けた教員研修について要望もしており、外部指導者の活用推進や、医療機関との緊密な連携

なども提案しております。

武道の必修化にあたり、本格的な授業開始までに、事故防止への取り組みを完璧にすることが急務であることから、３点質問させていただきます。

１点目に、本市中学校１２校の武道の選択状況及び、施設・安全用具の整備状況についてお聞かせください。

２点目に、指導者の確保、教員の研修、生徒への安全教育をどのようにされているのか、お聞かせください。

　３点目に、もしケガ・事故が発生した時の対処は、どのようにされるのかお聞かせください。

**６**